

## 「ひょうご子ども・子育て未来プラン」における 就学前の教育・保育等の需給計画の中間見直しについて

### 1 中間年の見直しについて

#### (1) 見直しの考え方

就学前の教育・保育等の需給計画（H27～31 年度：本プラン第4章）の中間年にあたる H29 年度に、需給計画策定時には見込めなかった人口の自然増減・社会増減の動態、保育需要喚起、女性就業率の上昇、国の動向等を反映することで、的確な需要を見込み直し、それに対応する受け皿整備を計画的に推進。

#### (2) 市町との連携

県下全域で、待機児童の解消、少子対策・子育て支援を着実に推進していくため、全 41 市町で見直しを実施。県計画は、市町計画を基本としたものであるため、市町と緊密に連携・調整し、地域の実情を踏まえた支援を行うとともに、市町の区域を越えた広域的な観点からの調整等も実施。

### 2 見直し内容について

本プラン最終年度である 2019 年度末までに、待機児童を解消するために必要な就学前の教育・保育施設の受け皿を整備するとともに、必要な保育等の人材を確保。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、2019 年度末までに各事業ニーズに応じた提供体制を推進。

#### ○ 主な見直し項目

区分		概要
就学前の教育・保育 (幼稚園、保育所、認定こども園等)		2019 年度までに 需要に対応する受け皿を確保
支 援 事 業	地域子育て支援拠点事業 利用者支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 放課後児童クラブ	
認定こども園の目標設置数		2019 年度までの整備数を 500 → 520 施設 に上方修正
保育等人材の確保 (保育教諭、保育士、幼稚園教諭等)		受け皿整備に対応する 保育等の人材を確保